

福井県眼鏡製造業最低工賃改正のお知らせ

効力発生の日 平成28年5月22日

1 適用される家内労働者、委託者の範囲

福井県内で眼鏡製造業に係るねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者



2 最低工賃額

(1) ねじ込み（座金の組込み作業を含むものに限る）の工程

| 部 位 | 材 質 | 金 額 | |
|-------|---------------|--------|----|
| 丁番 | 金枠 (洋白を除く) | 1か所につき | 5円 |
| 丁番を除く | | 1か所につき | 4円 |

(2) ろう付けの工程

| 部 位 | 材 質 | 金 額 | |
|----------------|-----|--------|-----|
| ブリッジ（山）とリム | 洋 白 | 1か所につき | 14円 |
| ブレースバー（わたり）とリム | | 1か所につき | 12円 |
| ち（智）とリム | | 1か所につき | 12円 |
| よろいち（よろい智）とリム | | 1か所につき | 14円 |
| パッド足とリム | | 1か所につき | 12円 |
| 丁番とテンプル | | 1か所につき | 12円 |
| | チタン | 1か所につき | 20円 |

(3) 粗磨き（自動機械によるものを除く）の工程

| 部 位 | 材 質 | 金 額 | |
|------|-----|-------|----|
| テンプル | チタン | 1本につき | 9円 |

最低工賃制度とは？

最低工賃制度とは、家内労働法に基づき、委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならないとする制度です。

お問い合わせは

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

または

福井労働基準監督署

☎0776(54)7722

敦賀労働基準監督署

☎0770(22)0745

武生労働基準監督署

☎0778(23)1440

大野労働基準監督署

☎0779(66)3838



家内労働法を守りましょう！

1 「家内労働手帳」を家内労働者に交付して、委託の都度、記入しましょう

- 委託者が家内労働者に仕事を委託する時は、無用なトラブルが生じないように、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておくことが必要です。
- 家内労働法では、家内労働者に仕事を委託するに当たって、委託者は家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、必要な事項を記入すべきことを定めています。

伝票式家内労働手帳 モデル様式

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-----|----|---|
| 伝票式家内労働手帳 様式 第 1 | | | | | | | |
| 基本委託条件の通知 | | | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | | | |
| 家内労働者 | 氏名 | | | | 氏名 | ㊦ | |
| | 性別 | 生年月日 | 委託者 | | | 名称 | |
| | 住所 | 営業所 | | | 所在地 | ㊦ | |
| 補助者 | 氏名 | | | | 氏名 | ㊦ | |
| | 性別 | 生年月日 | 代理人 | | | 住所 | ㊦ |
| | 基本的な委託条件等は、次のとおりですので御承諾下さい。 なお、御承諾の場合は御連絡願います。 | | | | | | |
| 工賃の支払方法 | 支払場所 | イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所 | | ロ グループリーダー宅 ニ その他（ ） | | | |
| | 支払期日 | イ 毎月 日締め、 <u> 日</u> 日払い ロ 納品の都度払い | | ハ その他（ ） | | | |
| | 通貨以外のもの で支払う場合の方法 | | | | | | |
| 物品の受渡し場所 | イ 家内労働者宅 ハ 委託者の営業所 | | ロ グループリーダー宅 ニ その他（ ） | | | | |
| 不良品の取扱いに 関する定め (検査日に関する 定め) | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | |
| 注) 家内労働をやめた日から2年間保存して下さい。 | | | | | | | |

原材料の受渡しの都度（注文伝票）

| | | | | | |
|--|----|----|----|---|---|
| 伝票式家内労働手帳 様式 第 2 | | | | | |
| 注文伝票 | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | |
| 委託者 | | | | | |
| 品名 | 数量 | 単価 | 納期 | 備 | 考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 工賃支払期日 平成 年 月 日 付け「基本委託条件の通知」による。 | | | | | |
| 注) 記入した日から2年間保存して下さい。 | | | | | |
| 【使用上の注意】 1. 業務を委託すると使用するものとし、品名欄には品名と委託する業務内容等を併せて記入すること。 なお、製品に複雑な規格又は仕様がある場合には、仕様書等を添付すること。 2. 検査欄には、委託に際し、機械、器具その他の設備又は原材料その他の物品を自ら購入させる場合、そのつど、その品名、数量及び引渡しの日原単位にその代金の額及び引渡の日及び方法を記入すること。 | | | | | |

物品の受渡しの都度（受入伝票）

| | | | | | |
|--|------|----|-----|--------|-----|
| 伝票式家内労働手帳 様式 第 3 | | | | | |
| 受入伝票 | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | |
| 委託者 | | | | | |
| 品名 | 数量 | 単価 | 金額 | 製品の受領印 | 備 考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 | | | | | |
| 月 日締切分 | 累計金額 | | 備 考 | | |
| | | | | | |
| 注) 記入した日から2年間保存して下さい。 | | | | | |
| 【使用上の注意】 製品の受領及び工賃を支払うつど、使用するものとし、製品の受領及び工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。 (1) 納品のつど工賃を支払う定めがある場合には、上欄のみ記入すること。 (2) 工賃締切日と定め、一定期日に工賃を支払う定めがある場合は、工賃の支払満期をするときは、下欄に記入すること。 | | | | | |

(注)「家内労働手帳」は、法律で定める事項が記載されていれば、伝票形式など別の形式でも差し支えありません。

2 工賃は、原則として現金で、その全額を1か月以内に支払いましょう

- 工賃は、原則として、**現金**でその**全額**を支払わなければなりません。
ただし、家内労働者の同意がある場合には、以下の方法によって支払うことができます。
①郵便為替 ②銀行等の預金口座への振り込み ③郵便振替口座への振り込み又は振り替え
- 工賃は、家内労働者から製品を受け取ってから**1か月以内**に支払わなければなりません。
毎月一定期日を工賃締切日として定めている場合は、その工賃締切日から**1か月以内**に支払わなければなりません。

3 「最低工賃」を守りましょう

福井県においては、「福井県衣服製造業最低工賃」と「福井県眼鏡製造業最低工賃」（表面に記載）が決められています。

これらの仕事を委託している場合には、最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

4 労働基準監督署に届出ましょう

委託状況届

委託者は、委託する仕事の内容や家内労働者数などについて、

①委託者になったとき ②毎年、4月1日現在の状況を、4月30日までに

委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。

家内労働死傷病届

委託者は、家内労働者又は補助者が、委託した業務に関して、**負傷**したり、**病気**にかかって**4日以上休業**した場合、又は死亡した場合には、遅滞なく、委託者の営業所を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に届け出なければなりません。